



千葉労働局発表
平成30年10月30日

報道関係者 各位

【照会先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課
課長 川口 勇夫
課長補佐 進藤 誠
電話 043(221)4317 (内線3213)

「平成30年度 労働保険適用促進強化期間キャンペーン」を実施します。
～労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施～

千葉労働局（局長 高橋 秀誠）では、平成30年11月から12月を『労働保険適用促進強化期間』に定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施します。

具体的には、労働保険未加入事業場に対する重点的な行政指導の他、広報周知活動として①千葉駅前街頭キャンペーン※、②千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示、③千葉テレビ・bayfmによるスポットCM放送、④労働局庁舎への懸垂幕掲示を行います。

なお、本キャンペーンは、「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」による働き方改革関連法等の周知に向けた街頭宣伝活動と併せて実施いたします。

※千葉駅前街頭キャンペーンを実施します！

平成30年11月7日（水）
8時30分から9時まで
（雨天中止）

千葉労働局長及び各関係団体等が、広く県民に向けて、J R千葉駅東口（旧クリスタルドーム付近）において、加入促進リーフレット等を配布し、労働保険加入促進活動を実施します。



昨年度の様子

【労働保険とは】

労災保険と雇用保険の総称で、政府の保険制度です。正社員、派遣、パート等の呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用している事業場に加入が義務付けられています。

労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に、労働保険に関する知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、また、近年は未手続事業が増加傾向にあることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図ります。

このため、千葉労働局では11月、12月を『労働保険適用促進強化期間』と定め、労働保険への加入を促す取り組みを行います。

